

定 款

改 正 年 月 日

1969（昭和44）年10月 1日
1970（昭和45）年 5月30日
1974（昭和49）年 5月31日
1974（昭和49）年11月30日
1980（昭和55）年 6月30日
1982（昭和57）年 6月30日
1982（昭和57）年10月 1日
1985（昭和60）年 6月28日
1989（平成 元）年 6月29日
1991（平成 3）年 6月27日
1994（平成 6）年 6月29日
2001（平成13）年10月 1日
2002（平成14）年 6月27日
2003（平成15）年 6月27日
2006（平成18）年 6月29日
2008（平成20）年 6月27日
2009（平成21）年 6月26日
2014（平成26）年 6月27日
2017（平成29）年 6月30日
2017（平成29）年10月 1日
2018（平成30）年 6月28日
2019（令和 元）年 6月27日
2020（令和 2）年 6月26日
2022（令和 4）年 6月29日
2025（令和 7）年 4月30日

ユニチ力株式会社

第1章 総 則

第1条（商 号）

当社はユニチカ株式会社と称し、英文ではUNITIKA LTD. と表示する。

第2条（目 的）

当社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 次の各製品及びこれらの原材料、副製品の製造、加工及び売買並びに輸出入
 - (1) 各種繊維及び繊維工業品
 - (2) プラスチックその他の高分子化学製品及び各種化学工業品
 - (3) 微生物、酵素及びこれらの関連製品並びに医薬品、動物用医薬品、医薬部外品、医療用具及び動物用医療用具
 - (4) 各種食品、飼料及びこれらの添加物並びに各種肥料
 - (5) ガラス繊維その他のガラス製品及びこれらの関連製品
 - (6) 炭素繊維、活性炭等の炭素製品
 - (7) 非晶質金属及びその関連製品
 - (8) 繊維機械、化学機械、環境機器、電子機器その他の機械器具及び装置
 - (9) 各種土木建築材料
2. 不動産の売買、貸借、管理及びこれらの仲介、代理並びに不動産に関する開発事業
3. 建設工事の設計及び請負並びに造園緑化に関する事業
4. 倉庫業及び貨物利用運送事業
5. 保健、体育、医療等に関する施設、文化施設、ショッピングセンター及び飲食店の経営
6. 電子計算機等による情報処理サービス業務、情報処理システム、ソフトウェアの開発及び販売並びに電気通信事業
7. 環境測定その他の各種分析、試験及び検査並びに計量証明に関する事業
8. 損害保険代理業、生命保険募集業及び旅行業
9. 食料品、衣料品、家具、日用雑貨品等の小売業
10. 総合リース業及び金融業
11. 人材育成のための教育研修事業及び労働者派遣事業
12. 前各号に関する技術情報その他の情報の売買及びコンサルタント業務
13. 前各号に関連するいっさいの事業

第3条（本店の所在地）

当社は本店を大阪市に置く。

第4条（機関）

当社は株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

第5条（公告方法）

当社の公告は電子公告とする。但し事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合、日本経済新聞に掲載する。

第2章 株 式

第6条（発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数）

当社の発行可能株式総数は519,770,743株とし、当社が発行することのできる各種類の株式の発行可能種類株式総数は次のとおりとする。

普通株式	519,770,743株
C種種類株式	115,504,600株

第7条（自己の株式の取得）

当社は会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第8条（単元株式数）

普通株式及びC種種類株式の単元株式数は100株とする。

第9条（単元未満株式についての権利）

当社の株主はその有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

第10条（単元未満株式の買増し）

本会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて1単元の株式となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。

前項の請求があった場合において、本公司が売り渡すべき数の株式を有しないときは、本公司は前項の請求に応じないことができる。

第11条（基準日）

本公司は毎事業年度末の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。

前項のほか必要ある場合は、あらかじめ公告して基準日を定めることができる。

第12条（株主名簿管理人）

本公司は株主名簿管理人を置く。

本公司の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備え置き、その他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、本公司においてはこれを取扱わない。

株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議により選定し、これを公告する。

第13条（株式取扱規則）

本公司の株式に関する取扱いは、法令又は本定款のほか、取締役会で定める株式取扱規則による。

第2章の2 種類株式

第13条の2（C種種類株式）

本公司の発行するC種種類株式の内容は次のとおりとする。

（剰余金の配当）

1. (1) C種優先配当金

本公司は、剰余金の配当をするときは（配当財産の種類を問わない。）、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたC種種類株式を有する株主（以下「C種種類株主」という。）又はC種種類株式の登録株式質権者（以下「C種種類登録株式質権者」という。）に対し、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、C種種類株式1株につき、C種種類株式1株あたりの払込金額相当額（173.16円。但し、C種種類株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に対し、下記(2)に定めるC種優先配当年率を乗じて算出した額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。）（以下「C種優先配当金」という。）の金銭による配当をする。但し、C種優先配当金に、各C種種類株主又は各C種種類登録株式質権者が権利を有するC種種類株式の数に乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。なお、すでに当該基準日の属する事業年度においてC種優先配当をしたときは、かかる配当済みのC種優先配当金の累積額を控除した額をC種優先配当金として支払う。

(2) C種優先配当年率

$$\text{C種優先配当年率} = \text{日本円TIBOR（12ヶ月物）} + 0.5\%$$

なお、各事業年度に係るC種優先配当年率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。上記の算式において「日本円TIBOR（12ヶ月物）」とは、各事業年度の初日（但し、C種種類株式の払込期間の属する事業年度においては、当該払込期間中の出資履行日の翌日）（当該日が銀行休業日の場合はその直後の営業日）の午前11時における日本円12ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オフアード・レート（日本円TIBOR）として一般社団法人全銀協TIBOR運営機関（但し、トーキョー・インター・バンク・オフアード・レートの公表主体が、一般社団法人全銀協TIBOR運営機関から他の団体になった場合には、当該他の団体に読み替える。）によって公表される数値又はこれに準ずるものとして合理的に認められるものを指すものとする。

(3) 非累積条項

ある事業年度においてC種種類株主又はC種種類登録株式質権者に対して行う剰余金の配当の額がC種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(4) 非参加条項

C種種類株主又はC種種類登録株式質権者に対しては、C種優先配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。但し、本公司が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若

しくは同法第 760 条第 7 号ロに規定される剰余金の配当又は本会社が行う新設分割手続の中で行われる同法第 763 条第 1 項第 12 号ロ若しくは第 765 条第 1 項第 8 号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(残余財産の分配)

2. (1) C 種優先残余財産分配金

本会社は、残余財産を分配するときは、C 種種類株主又は C 種種類登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、C 種種類株式 1 株につき、C 種種類株式 1 株あたりの払込金額相当額（但し、C 種種類株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に下記(3)に定める経過 C 種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

(2) 非参加条項

C 種種類株主又は C 種種類登録株式質権者に対しては、上記(1)のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 経過 C 種優先配当金相当額

C 種種類株式 1 株あたりの経過 C 種優先配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）において、C 種種類株式 1 株あたりの払込金額相当額に C 種優先配当年率及び分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数を乗じて算出した金額を 365 で除して得られる額（円位未満小数第 3 位まで算出し、その小数第 3 位を切り上げる。）をいう。但し、C 種種類株式 1 株あたりの経過 C 種優先配当金相当額に、各 C 種種類株主又は各 C 種種類登録株式質権者が権利を有する C 種種類株式の数を乗じた金額に 1 円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。なお、分配日の属する事業年度において C 種種類株主又は C 種種類登録株式質権者に対して C 種優先配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(議決権)

3. C 種種類株主は、株主総会において議決権を有する。

(普通株式を対価とする取得請求権)

4. (1) 取得請求権

C 種種類株主は、いつでも、本会社に対して、下記(2)に定める数の普通株式を対価として、自己の有する C 種種類株式の全部又は一部を取得することを請求することができる（以下「普通株式対価取得請求」という。）。かかる普通株式対価取得請求があった場合、本会社は、C 種種類株主が当該普通株式対価取得請求をした C 種種類株式を取得するのと引換えに、法令上可能な範囲で、下記(2)に定める数の普通株式を当該 C 種種類株主に対して交付するものとする。

(2) 取得と引換えに交付すべき普通株式の数

C 種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、普通株式対価取得請求をした C 種種類株式数に C 種種類株式 1 株あたりの払込金額相当額を乗じた額を、下記(3)及び(4)に定める取得価額で除して得られる数とする。

なお、C 種種類株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の合計数に 1 株に満たない端数があるときは、会社法第 167 条第 3 項に従ってこれを取り扱う。

(3) 当初取得価額

取得価額は、当初 43.29 円とする。

(4) 取得価額の調整

(a) C 種種類株式の発行後に以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

- ① 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「株式無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で本会社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「株式無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で本会社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日の翌日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降これを適用する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

- ② 普通株式につき株式併合をする場合、次の算式により、取得価額を調整する。調整後取得価額は、株式併合の効力が生ずる日以降これを適用する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

- ③ 下記(d)に定める普通株式1株あたりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合又は本会社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(4)において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換、株式交付若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。取得価額調整式における「1株あたりの払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また、株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、本会社が保有する普通株式を処分する場合には、取得価額調整式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する本会社が保有する普通株式の数」、「本会社が保有する普通株式の数」は「処分前において本会社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\begin{aligned} \text{調整後取得価額} = & \text{調整前取得価額} \times \frac{\begin{aligned} & \left(\frac{\text{（発行済普通株式の数} \right.}{\text{一会社が保有する普通株式の数）}} + \frac{\text{新たに発行する普通株式の数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{普通株式1株あたりの時価}} \end{aligned}}{\begin{aligned} & \left(\text{発行済普通株式の数} \right. \\ & \left. \text{一会社が保有する普通株式の数）} + \text{新たに発行する普通株式の数} \end{aligned}} \end{aligned}$$

- ④ 本会社に取得をさせることにより又は本会社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株あたりの時価を下回る普通株式1株あたりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本④において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生じる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本④において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株あたりの払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生じる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行又は処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。
- ⑤ 行使することにより又は本会社に取得されることにより、普通株式1株あたりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株あたりの価額（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下、本⑤において同じ。）の合計額が下記(d)に定める普通株式1株あたりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行又は処分する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本⑤において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権の全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株あたりの払込金額」として普通株式1株あたりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株あたりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当該対価の確定時点の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。但し、本⑤に

よる取得価額の調整は、本会社の取締役、監査役又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。

- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記①乃至③のいずれかに該当する場合には、本会社はC種種類株主及びC種種類登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行うものとする。

- ① 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、株式交付、吸収分割、吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。
- ② 取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後取得価額の算出に使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- ③ 前①②のほか、普通株式の発行済株式総数（但し、本会社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。

- (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

- (d) 取得価額調整式において使用する普通株式1株あたりの時価は、調整後取得価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の東京証券取引所における本会社の普通株式の毎日の終値の単純平均値（終値のない日数を除く。円単位未満小数第1位まで算出し、その小数点以下第1位を切り捨てる。）とする。

- (e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。但し、その後取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて、調整前取得価額からこの差額を差し引いた額を使用するものとする。

- (5) 合理的な措置

上記(3)及び(4)に定める取得価額は、希薄化防止及び異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合又は算定の結果が不合理となる場合には、本会社の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。

- (6) 普通株式対価取得請求受付場所

株主名簿管理人事務取扱場所 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号
三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部

- (7) 普通株式対価取得請求の効力発生

普通株式対価取得請求の効力は、普通株式対価取得請求に要する書類が上記(6)に記載する普通株式対価取得請求受付場所に到達したとき又は当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。

- (8) 普通株式の交付方法

本会社は、普通株式対価取得請求の効力発生後、当該普通株式対価取得請求をしたC種種類株主に対して、当該C種種類株主が指定する株式会社証券保管振替機構又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより普通株式を交付する。

(金銭を対価とする取得請求権)

5. (1) 取得請求権

C種種類株主は、いつでも、本会社に対して、下記(2)に定める金額の金銭を対価として、自己の有するC種種類株式の全部又は一部を取得することを請求することができる（以下「金銭対価取得請求」という。）。かかる金銭対価取得請求があった場合、本会社は、C種種類株主又はC種種類登録株式質権者が当該金銭対価取得請求をしたC種種類株式を取得するのと引換えに、当該金銭対価取得請求が効力を生じた日（以下「金銭対価取得請求日」という。）における分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、金銭対価取得請求日に、下記(2)に定める金額の金銭を当該C種種類株主に対して交付するものとする。

- (2) 取得と引換えに交付すべき金銭

C種種類株式の取得と引換えに交付する金銭は、C種種類株式1株につき、C種種類株式1株あたりの払込金額相当額（但し、C種種類株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に経過C種優先配当金相当額を加えた額とする。なお、本(2)においては、第2項(3)に定める経過C種優先配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をいずれも「金銭対価取得請求日」と読み替えて、経過C種優先配当金相当額を計算する。

- (3) 取得請求受付場所及び取得請求の効力発生

第4項(6)及び(7)の規定は、本項による金銭対価取得請求の場合に準用する。

(金銭を対価とする取得条項)

6. (1) 金銭を対価とする取得条項

本会社は、いつでも、本会社の取締役会が別に定める日（以下「償還日」という。）が到来することをもって、金銭の交付と引換えに、C種種類株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、本会社は、法令上可能な範囲で、C種種類株式の全部又は一部の取得と引換えに、当該C種種類株式1株につき、下記(2)に定める額（以下「償還価額」という。）の金銭をC種種類株主に対して交付するものとする。なお、C種種類株式の一部を取得する場合は、本会社が取得すべきC種種類株式は償還日の最終の株主名簿に記載又は記録されたC種種類株式の保有株式数に応じた比例按分の方法により決定する。

(2) 償還価額

償還価額は、C種種類株式1株あたりの払込金額相当額（但し、C種種類株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、償還日におけるC種種類株式1株あたりの経過C種優先配当金相当額を加えた金額とする。なお、本(2)においては、第2項(3)に定める経過C種優先配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をいずれも「償還日」と読み替えて、経過C種優先配当金相当額を計算する。

(株式の併合又は分割等)

7. 本会社は、株式の併合若しくは分割をするとき、株主に募集株式若しくは募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるとき、又は株式無償割当て若しくは新株予約権無償割当てをするときは、C種種類株式につき、普通株式と同時に同一の割合でこれを行う。

(法令変更)

8. 法令の変更等に伴い本要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、本会社の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。

第3章 株 主 総 会

第14条（株主総会招集の時期及び場所）

本会社の定時株主総会は毎年6月に本店の所在地又は大阪市においてこれを招集する。

臨時株主総会は必要ある場合前項の場所において随時これを招集する。

第15条（株主総会の招集者及び議長）

株主総会は法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議に基づいて取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

取締役社長に事故あるときは、取締役会で定める順序により他の取締役がこれに代わる。

第16条（電子提供措置等）

本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 本会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第17条（株主総会の決議方法）

株主総会の決議は法令又は本定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数をもってする。

会社法第309条第2項の規定によるべき決議は、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってする。

第18条（議決権の代理行使）

株主は本会社の議決権を有する他の株主1名又は本会社の承認した者1名を代理人として議決権を行使することができる。但し株主又は代理人は総会ごとに代理権を証する書面を株主総会開会前に本会社に提出しなければならない。

第19条（議決権の不統一行使）

株主はその有する議決権につき、統一しないで行使する場合、株主総会の日の3日前までに本会社に対し、統一しないで行使する旨及びその理由を通知しなければならない。但し本会社は株主が他人のために株式を有する者でないときは、議決権を統一しないで行使することを拒むことができるものとする。

第19条の2（種類株主総会）

第11条第1項の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。

第15条、第16条、第17条第1項、第18条及び第19条は、種類株主総会にこれを準用する。

第17条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。

第4章 取締役及び取締役会

第20条（取締役の定員）

本会社の取締役は14名以内とする。

第21条（取締役の選任）

取締役は株主総会において選任する。

取締役の選任の決議は議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。

取締役の選任の決議は累積投票によらないものとする。

第22条（取締役の任期）

取締役の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

第23条（代表取締役）

本社は取締役会の決議により、代表取締役若干名を選定する。

第24条（相談役及び顧問）

本社は取締役会の決議により相談役及び顧問を置くことができる。

第25条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は各取締役及び各監査役に対し会日より3日前に発するものとする。但し緊急の必要あるときはこの限りでない。

第26条（取締役会の決議の省略）

本社は会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第27条（取締役会規則）

本社の取締役会に関する事項については法令又は定款のほか、取締役会で定める取締役会規則による。

第28条（取締役の責任免除）

本社は会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 本社は会社法第427条第1項の規定により、非業務執行取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役及び監査役会

第29条（監査役の定員）

本会社の監査役は7名以内とする。

第30条（監査役の選任）

監査役は株主総会において選任する。

監査役の選任の決議は議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。

第31条（監査役の任期）

監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期が満了する時までとする。

第32条（常勤監査役）

監査役会はその決議によって常勤の監査役を選定する。

第33条（監査役会の招集通知）

監査役会の招集通知は各監査役に対し会日より3日前に発するものとする。但し緊急の必要あるときはこの限りでない。

第34条（監査役会規則）

本社の監査役会に関する事項については法令又は定款のほか、監査役会で定める監査役会規則による。

第35条（監査役の責任免除）

本社は会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 本社は会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 計 算

第36条（事業年度）

本会社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第37条（期末配当及び基準日）

本会社は毎年3月31日を基準日として、定時株主総会の決議をもって、株主又は登録株式質権者に対し、期末配当金として剰余金の配当を行う。

第38条（中間配当及び基準日）

本会社は毎年9月30日を基準日として、取締役会の決議をもって、株主又は登録株式質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当を行うことができる。

第39条（配当金の除斥期間）

配当財産が金銭である場合、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、本会社はその支払の義務を免れる。なお、未払の配当金には利息をつけない。